

平成24年度 第8回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成24年11月27日（火） 午前10時00分 開議

- 日程第1 承認事項 前回会議録の承認について
（平成24年度第7回定例会）
- 日程第2 報告 教育長報告
- 日程第3 議案第44号 暴風雨時における学校給食の停止等に関する要領について
- 日程第4 議案第45号 宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 議案第46号 宮古島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 日程第6 その他 平成24年度宮古島市一般会計補正予算（第5号）について
（教育費関連）

議案第44号

暴風雨時における学校給食の停止等に関する要領について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年11月27日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

暴風雨時における学校給食の停止等について、5カ所の調理場で統一した対応策を講じる必要があるため、本案を提出します。

別紙

暴風雨時における学校給食の停止等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「宮古島市暴風雨警報発令中における職員の職務停止等に関する規程（平成17年宮古島市訓令第31号）」に基づき、学校給食の停止等について必要な事項を定めるものとする。

(停止の基準)

第2条 場長は、次の基準に該当する場合、教育部長の指示を受けて、その日の給食を停止するものとする。

- (1) 暴風雨警報の発令により、小・中学校が休校となった場合
- (2) 暴風雨警報が午前9時以降に解除になった場合
- (3) 暴風雨の被害により、調理場の設備が機能しなくなった場合

(学校への連絡)

第3条 場長は、前条第2号及び第3号の規定により、給食を停止したときは、速やかに各学校へ連絡するものとする。

(補足)

第4条 場長は、この要領によることが適当でないと判断する場合には、教育部長の指示を受けるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第45号

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年11月27日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第19条第8項の規定により教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し公表する必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条関係）の教育総務課管理系の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- （5） 教育行政に関する相談に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第46号

宮古島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成24年11月27日

宮古島市教育委員会
教育長 川満 弘志

提案理由

賞状等に使用する公印の追加と組織の改編に伴う公印の用途変更を行うため、規則を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会公印規則（平成17年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項用途の欄中「城辺分室長・上野分室長・下地分室長・」を削り、同表に次のように加える。

28	宮古島市教育委員会教育長印	れい書	方3.0	賞状等	教育総務課長
----	---------------	-----	------	-----	--------

別表第2に次のように加える。

28

宮古島市 教育委員会 教育長印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。